

埼玉県介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金事業実績報告書
（法人用）

（宛先）
埼玉県知事

実績報告は3月31日まで
※介護福祉士国家資格取得が処遇改善
の要件となっている場合、合格発表日
から3月31日まで

令和〇年〇月〇〇日

法人所在地 埼玉県さいたま市〇〇1-2-3

法人名 社会福祉法人 〇〇会

交付決定通知に記載
されている日付

代表者
役職・氏名 理事長 埼玉 花子

押印不要

年 月 日付で交付決定を受けた埼玉県介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）が完了したので、補助金の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

交付決定通知書に記載
されている交付決定額

記

- | | | | |
|---------|---|---------|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 142,500 | 円 |
| 2 実績額 | 金 | 112,500 | 円 |

別紙3-1（または3-2）の
「実績額（精算額）」欄と同額

- 3 事業の実施内容（受験結果等）
処遇改善結果報告書（別紙3-1）のとおり

- 4 添付書類
- 介護福祉士国家資格の取得を条件として処遇改善が図られる見込みで試験に不合格だった場合、添付書類は提出不要です。
- (1) 処遇改善結果報告書（別紙3-1）（法人の証明があるもの）
 - (2) 支援対象職員の処遇改善が図られたこと又は図られる見込みであることが確認できる書類（給与規程の写し等）
 - (3) 請求書（別紙3-2（様式第3号））（ただし、支援対象職員が、要綱第3条第1項各号の要件を全て満たす場合のみ）
 - (4) 介護福祉士国家資格取得が処遇改善の要件となっている場合は合格したことが確認できる書類（合格通知書の写し等）
- （注意）上記4（2）については、法人が原本と相違ないことを証明してください。

全員処遇改善が図られない場合、2 実績額に0円と記入し、書類の提出は必要ありません。

合格通知書が届かない場合は、インターネット発表の写し。後日合格通知書提出。